

情報提供日	平成 27 年 (2015 年) 11 月 26 日
問い合わせ先	都市整備部都市計画課 (小紫)
	078-918-5037 (直通) 内線 2720

報道機関 各位

中核市を待たずして『景観行政団体』へ移行
～「明石らしい」景観づくりを目指して～

本市は、東西 16 km に続く美しい海岸線、明石海峡や淡路島を望む美しい景色、豊かな田園地帯やため池などの自然、旧街道の要衝として栄えた歴史の面影、雰囲気落ち着いた良好な住宅地など、豊かな地域特性を背景とした数多くの魅力的な景観資源に恵まれています。

こうした明石のすぐれた景観を守り育てるため、「明石市都市景観条例」を制定し、大規模建築物等に対する景観誘導など、独自の景観施策を行ってきました。しかし、地域特性を活かしたきめ細やかな景観誘導までは至っていない状況です。

そこで、明石の特色を生かした積極的な景観施策を推進していくため、11月1日に東播磨地域ではじめて、景観法(平成17年6月施行)に基づく様々な景観施策を行うことができる「景観行政団体」に、中核市移行を待たず自主的に移行しました。それにより、景観法による誘導と規制を活用することで、明石の都市環境整備の一環として、地域特性を活かしたきめ細やかな景観誘導を展開し、「住みたい、住み続けたい」まちの実現を目指します。

記

1 景観行政団体とは

景観行政を担う地方公共団体であり、都道府県、政令指定都市、中核市、又は都道府県知事と景観行政事務の処理について協議を行った市町村のことです。兵庫県(平成27年10月1日現在)では、神戸市、姫路市など、景観法により自動的に移行した4団体、伊丹市、宝塚市など自主的に移行した8団体の12団体が移行しています。東播磨地域では明石市が初となります。

2 景観行政団体になることのメリット

景観行政団体になることで、「景観計画」の策定をはじめとする景観法の諸制度を活用することができます。「景観計画」とは、本市の景観特性を活かした景観づくりを進めるうえでの目標や考え方などを示す方針や建物のデザインや色彩などの基準を定めるもので、市の独自性を発揮することができます。具体的には、用途地域や地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導を行うことで、良好な景観形成を推進していきます。

3 今後の取り組み

今後は、平成28年度中の「景観計画」の策定を目標に、都市景観審議会にて調査・審議を踏まえながら検討を進め、あわせて、本計画を実現するための都市景観条例の改正に向けた検討も行っていきます。